

- 認可外保育施設指導監督基準において、
 - ① 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設における保育に従事する者のうち1人以上、
 - ② ベビーシッター（ベビーシッター事業を行う事業者である場合は、採用した日から1年を超えていない者を除く）については、保育士、看護師又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であることを求めている。
- この研修の内容については、令和元年9月に通知で示したところであるが、その中で、都道府県知事等が行う研修と同等以上のものと認める研修のうち、自社研修等（※）の基準については別途お示しするとしていたところ。
（※）市町村や企業主導型保育助成事業の実施主体、（公社）全国保育サービス協会が実施する研修以外の研修
- この自社研修等の基準の内容については、令和2年度に本専門委員会において議論し、その結果について、令和3年3月に通知で示したところ。
- 当該通知において、eラーニング等オンラインを活用した研修方法等に関する基準を改めて示すこととしている。

（参考）現行の指導監督基準（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設）

（1）保育に従事する者の要件〔「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）〕

- ① 保育士若しくは看護師の資格を有する者
- ② 都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者

（2）研修の内容

〔「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」（令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）〕

- 居宅訪問型保育研修または家庭的保育者等研修の基礎研修
- 子育て支援員研修（地域保育コース）
- 認可外の居宅訪問型保育研修
- 全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及び現任研修
- 「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修

都道府県、市区町村、企業主導型保育助成事業の実施主体、（公社）全国保育サービス協会以外が実施する研修（自社研修等）について、居宅訪問型保育研修または家庭的保育者等研修の基礎研修と同等以上のものと認める基準等は通知で示している。

オンラインを活用した研修に関する主な意見

<第13回専門委員会議事録からの抜粋>

- 顔認証というところにつきましては、現在、ベビーシッターの研修においては、自社研修として実施しておりますので、こちらの機能は必要ではなく、別の研修というところで外部に向けて提供していくという中での検討事項に入っております。ずっと、その人がその場で受講し続けているかどうかの監視の目的というよりは、その方であるかの本人確認という目的になるのですけれども、受講の徹底度、理解度を確認するということだと、細かく確認テストとかレポート提出というところをオンライン上でやっていくという仕組みがありまして、そちらのほうが目的に合っているかなと考えております。
- 達成度の確認はどうするのか、出席の確認をどうするのか。先ほど質疑でやる必要があるというお話もありましたけれども、Zoomだったら質疑ができますけれども、オンデマンドだったらできないのではないかと思いますので、そういった点は、e-ラーニングでやるのであればこうですよという、e-ラーニングの基準というものを決めたほうがいいのではないか。

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 「認可外の居宅訪問型保育事業等に係る研修の実施に関する調査研究報告書」の概要①

✓ 実施主体：公益社団法人全国保育サービス協会

1. 研究の目的

幼児教育・保育の無償化を契機として創設された、認可外の居宅訪問型保育事業等に関する基準（資格・研修受講等）を当該保育に従事する全国の保育者ができるだけ早期に満たすことができるように、研修体制を整える必要がある。しかし、地域によっては、居宅訪問型保育に特化した研修が行われていないなど、研修機会の確保が困難である場合も多いことが課題となっている。

居宅訪問型保育は子どもの家庭等における個別保育という特性を有しており、家庭外に設けられた保育施設での集団保育とは異なる諸条件や留意事項を踏まえて保育に当たることが必要とされる。とりわけ認可外の居宅訪問型保育事業については、対象児童の年齢や利用時間帯、利用形態等が多様である。そのため、保育士、看護師の有資格者や集団保育を前提とする子育て支援員研修修了者であっても、認可外の居宅訪問型保育の特性を学ぶことが必要であり、習得すべき研修内容を明確にする必要がある。さらには、認可外の居宅訪問型保育者へのフォローアップ研修や現任研修も必要であり、この内容についても検討する必要がある。

これらのことから、多様な場面での必要性が認知されつつある認可外の居宅訪問型保育事業の質の担保を目的とし、研修内容の明確化と研修機会の確保方策について検討する調査研究を実施する。

2. 研究の方法

(3) e-ラーニング活用による研修機会の確保方策の検討

1) 様々な媒体を活用した研修の有効性、修了評価の方策の検討

①オンラインによる研修の実施方法の検討

②実施方法別メリット・デメリットの検討

③認可外の居宅訪問型保育事業にこの方法を導入する際に必要となる修了評価の方法の検討

2) 映像等を盛り込んだe-ラーニングの試作版の作成

認可外の居宅訪問型保育事業に特化した研修内容について、映像等を盛り込んだe-ラーニングの試作版を作成する。

3) e-ラーニング試作版を活用する研修の実施による検証

公益社団法人全国保育サービス（ACSA）主催研修（ベビーシッター養成研修、ベビーシッター現任研修）におけるライブ配信の実施と検証

3. 研究のまとめと今後の課題

(2) e-ラーニング活用による研修機会確保方策の検討

認可外保育施設指導監督基準の改正に伴い、認可外の居宅訪問型保育者は保育士または看護師、その資格を有していない場合は、指定された研修の受講を終了することが必要となった。しかし、全国的にそれらの研修が実施されていないことから、e-ラーニングの活用を視野に入れ、研修機会の確保方策を検討した。なお、本調査研究で言うe-ラーニングとは、e-ラーニングを広義に捉え、集合研修における映像教材の活用、DVD等のメディアに収録された講義動画の視聴、講義のライブ配信(遠隔地の会場への配信や個人への配信を含む)などの手法を広く包含した学習方法として検討を行った。

これらの研修は、保育士、看護師の有資格者ではない方が受講する研修であり、認可外の居宅訪問型保育者としての従事要件(基礎資格)となる研修であるため、以下を満たしていることが求められる。

- ①本人が受講していることを確認できる(本人確認)
- ②受講態度に問題がないこと(講義の間、受講していることが確認できる)
- ③従来から行われている対面の集合研修と同様の学習効果が得られていることが確認できる修了評価が行える

この視点に基づき、e-ラーニングを活用した研修方法を検討した結果、メイン会場で行われる講義をライブ配信によるリモート会場への配信と、講師がスタジオで講義をし、個人にライブ配信する2つの方法を試行し、上記の必要要件を満たすことができるか検証を行った。また、その研修の中で、1. で作成したDVDの一部を映写し、評価を得た。

公益社団法人全国保育サービス協会が実施した第1回～第3回の養成研修、現任研修について、アンケートの結果やふりかえりシートの評価、また、受講者や会場を設定した事業者等の意見を総合的に検討した。リモート会場へのライブ配信や個人配信の学習効果を検討した結果、全3回の研修実施を通して、受講態度、習熟度等に違いは見られておらず、ライブ配信による集合会場での研修や個人配信は有効であると考えられる。

この効果が得られた要因として、講師がライブで話している講義を受けていることや演習や実技を通して、個人配信であっても、一緒に学んでいる人がいることを実感できたことがあげられる。とりわけ個人へのライブ配信では、コロナ禍の集合研修では実施できなかったグループディスカッションなどが可能となった点も大きかった。

ただし、自由意見等にもあげられた映像や音声の技術的トラブルを回避する体制の確立が必要なことは言うまでもない。また、今回の受講者の属性として会員事業者に所属する保育者が多かった点、また、認可外保育施設指導監督基準の改正により、早期に研修修了することが必要な保育経験者が多く参加していることから、今後対象者が一般に拡大され、初任者を対象とする研修に変わった際に、同様の結果が出るとは限らず、研修実施体制の課題の解消に向けて今後も取り組むことが必要である。

研修実施方法別の比較

(「認可外の居宅訪問型保育事業等に係る研修の実施に関する調査研究報告書」表3-1を一部加工)

表3-1 研修実施形態別諸条件、課題

方法	オフライン		オンライン					
	従来方式	映像教材視聴	ライブ配信 (集合研修)		ライブ配信 (個人配信)		オンデマンド	
			ウェビナー <small>(※1)</small>	ミーティング <small>(※2)</small>	ウェビナー <small>(※1)</small>	ミーティング <small>(※2)</small>		
場所	会場での実施	地方自治体等が用意した会場での実施	メイン会場からのライブ配信を、その他の会場で受信		メイン会場からのライブ配信を、個人宅等の都合の良い場所で受講		受講者が都合の良い場所で受講可	
運営体制	会場確保、講師日程調整、講師謝金、旅費、運営スタッフ他	会場確保、機器の準備、運営スタッフ	会場確保、運営スタッフの配置		運営側に受講状況の管理体制が必要		初期投資 (コンテンツ作成)、受講状況の管理システムの導入が必要	
			メイン会場またはスタジオからの配信					
日程・時間	3日間×2コース (ACSA養成・現任研修の場合)	適宜設定可能	メイン会場と同日程同時刻に受講				都合の良い時間に受講が可能 運営側で受講期間の設定も可能	
実施頻度	年間6回程度	随時開催可能	メイン会場と同頻度で開催が可能				受講者の都合に合わせた受講が可能	
利便性			個人でライブ配信を受信できる環境がない 受講者が受講可能		会場まで出かけ行く必要がない。移動時間、旅費等の軽減。			
受講者	演習への参加	○	○	×	○	×	○	×
	モチベーションの維持	講師の生の講義 他の受講者や運営者がその場にいる。	全講義の映像視聴は 集中力の維持が困難	配信であっても講師の生の講義を受講。 集合同場で一緒に受講する人の存在や運営者がいることにより、集中できる。		配信であっても講師の生の講義を受講。 講師の働きかけ次第で、自分に向けて講義が行われている臨場感が感じられる		全講義映像視聴は集中力の維持が困難
	不正防止	不要	不要	不要	不要	監視体制が必要	監視体制が必要	不正防止対策が必要
	修了評価	受講態度、提出物	受講態度、提出物	受講態度、提出物	受講態度、提出物	受講態度、提出物	受講態度、提出物	提出物
期待される効果	従来と同じ研修の質が担保できる	研修実施を希望する地方自治体に広げていくことが可能	研修受講希望者がいる地域や事業者を広げていくことが可能		研修受講を希望する個人に広げていくことが可能			
その他	新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、実施が不可能になる。				PC等の機器があり、インターネット環境があることが必要		復習等の反復学習が可能	

(※1) ウェブ上で行われるセミナーを意味する造語である。参加者規模を大きく設定することが可能であるが、ミーティング機能がないため、受講者は手揚げやチャットを使っての質疑応答はできるが、視聴者の顔や名前が表示されず、ブレイクアウトルーム等の活用による演習を実施することもできない。

(※2) 双方向でのやりとりが可能な機能。ブレイクアウトルーム等の活用により、少人数にグループ分けをした上でディスカッションを行うことも可能。

オンラインを活用した研修を実施するための課題・対応(案)

○ 全ての研修内容をオフラインで実施する場合と同等の研修効果を求めつつ、円滑にオンラインを活用した研修を実施するためには、以下の課題・対応が考えられる。また、これらがオンラインを活用した研修を実施する場合の基準となると考えられる。

➤ 研修の申込みを行った本人が受講していることや、受講者の受講態度（研修の時間中、着席の上で講義を聴いているか等）を確認可能な方法をとる必要がある。

（対応方法①）

- ・ 研修事業者は、研修の申込みにあたり、受講希望者に対し顔写真データ等の提出を求めること。
- ・ 研修をオンラインで実施する場合は、リアルタイムのライブ配信の方法により行うこと。また、研修事業者は、研修受講者に対し、研修受講中は顔を画面上に投影することを求め、常時研修申込者自身が確実に研修を受講していることの確認を行うこと。

➤ 演習（グループワーク）が実施可能な方法をとる必要がある。

（対応方法②）

- ・ 演習の実施にあたっては、研修事業者は、研修受講者を少人数のグループに分けることができる等、必要な機能を備えたツールを活用すること。

➤ 対面（オフライン）による集合研修と同様の学習効果が得られていることが確認でき、修了評価が可能な方法をとる必要がある。

（対応方法③）

- ・ 研修事業者は、研修をオンラインで実施する場合においても、科目毎の確認テストやレポート提出を求めることにより、受講者が研修の目的を達成することが出来ているか確認し、評価を行うこと。この際、研修をオンラインを活用しない方法で受講する者についても同一の方法で確認を行うこと。また、研修受講方法で習熟度に差異が生じることのないよう、受講者からの質問に随時対応するために必要な機能等を備えること。さらに、次回以降の研修実施に向け、研修の実施方法等に関し、受講者へのアンケートを行う等により、継続的に工夫を行うこと。

➤ 実施者、受講者双方において、映像や音声のトラブルが可能な限り回避され、もしくはトラブルが生じた場合に受講者のフォローを可能とする方法をとる必要がある。

（対応方法④）

- ・ 研修事業者は、映像や音声のトラブルを可能な限り回避するよう、事前に接続テスト等を行うとともに、必要に応じ受講者に対しても同様に事前の接続テスト等を促すこと。機器トラブル等により受講者の研修修了が困難である場合は、研修事業者が用意した、集合型のライブ配信会場に参加させる等、受講者の利便性に可能な限り配慮を行うこと。

➤ 実技講習が実施可能な方法をとる必要がある。

（対応方法⑤）

- ・ 実技講習に関しては、受講者自身が実際に行うことが重要であることから対面で行うこと。

自社研修等においてオンラインを活用する場合の基準(案)①

○以上を踏まえ、通知（※）の別添を以下のように改正することとしたい。

（※）「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」（厚生労働省子ども家庭局長通知）

改正後	改正前
<p>（別添） 都道府県等が行う研修と同等以上のものであると都道府県知事等が認める基準について</p> <p>1 法人基準 （略）</p> <p>2 研修基準 実施する研修の内容として、以下の点を確認する。 （1）～（7）（略） （8）<u>オンラインで研修を実施する場合の留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>研修事業者は、研修の申込みにあたり、本人確認ができるように、受講希望者に対し顔写真データ等の提出を求めること。</u> ・ <u>研修は可能な限りリアルタイムのライブ配信の方法により行うこと。また、研修事業者は、研修受講者に対し、研修受講中は顔を画面上に投影することを求める等、常時研修申込者自身が確実に研修を受講していることの確認ができるようにすること。</u> ・ <u>演習の実施にあたっては、研修事業者は、研修受講者を少人数のグループに分けることができる等、必要な機能を備えたツールを活用すること。</u> 	<p>（別添） 都道府県等が行う研修と同等以上のものであると都道府県知事等が認める基準について</p> <p>1 法人基準 （略）</p> <p>2 研修基準 実施する研修の内容として、以下の点を確認する。 （1）～（7）（略） （新設）</p>

自社研修等においてオンラインを活用する場合の基準(案)②

○以上を踏まえ、通知(※)の別添を以下のように改正することとしたい。

(※)「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」(厚生労働省子ども家庭局長通知)

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none">・ <u>研修事業者は、受講者に対し、科目毎の確認テストやレポート提出を求めることにより、受講者が研修の目的を達成することができるか確認し、評価を行うこと。この際、研修をオンラインを活用しない方法で受講する者についても同一の方法で確認を行うこと。</u>・ <u>研修受講方法で習熟度に差異が生じることのないよう、受講者からの質問に対応するために必要な機能等を備えること。</u>・ <u>次回以降の研修実施に向け、研修の実施方法等に関し、受講者へのアンケートを行う等により、継続的に工夫を行うこと。</u>・ <u>研修事業者は、映像や音声のトラブルを可能な限り回避するよう、事前に接続テスト等を行うとともに、必要に応じ受講者に対しても同様に事前の接続テスト等を促すこと。機器トラブル等により受講者の研修修了が困難である場合は、研修事業者が用意した、集合型のライブ配信会場に参加させる等、受講者の利便性に可能な限り配慮を行うこと。</u>・ <u>実技講習に関しては、受講者自身が実際に行うことが重要であることから対面で行うこと。</u>	

自社研修等においてオンラインを活用する場合の基準(案)③

○以上を踏まえ、通知（※）の別添を以下のように改正することとしたい。

（※）「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」（厚生労働省子ども家庭局長通知）

改正後	改正前
<p>(9)フォローアップ研修 （略）</p> <p>(10)その他 1～4ポツ（略） 5ポツ（削除）</p> <p>3（略）</p>	<p>(8) フォローアップ研修 （略）</p> <p>(9)その他 1～4ポツ（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>なお、デジタル化等も踏まえ、実習などの一部の科目を除き、eラーニング等オンラインを活用した研修も考えられるが、その実施方法や受講者の修了評価の方策等に課題があると考えられるため、令和2年度、厚生労働省において実施している、「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「認可外の居宅訪問型保育事業等に係る研修の実施に関する調査研究」」の報告書の内容等も踏まえ、改めて基準を示すこととする。</u> <p>3（略）</p>